

自転車ルートロードマップ

R6.5

自転車ルート
の決定

R6.7

自転車レーンの路面標示
の決定

別所沼公園においての
自転車ルールの確認

R6.12

路面標示箇所の決定

自転車ルールの周知方法

R7.2

利用に対するアンケート
の検討、チラシ案

R7.3
(下旬)

自転車レーンの設置

R7.4
(上旬)

自転車レーン実証実験開始

自転車レーンの利用に
対するアンケート

自転車レーン供用開始

○自転車安全教室
11/22

3月上旬周知チラシ配布

周知期間

○分科会メンバー
による啓発活動

4月上旬から1か月

実証実験期間

自転車走行ルート

自転車ルート の現地調査結果

通路の幅が狭いので往来の際の
一時停止等の工夫が必要



— 自転車ルート (案)

○ 駐輪場 (案)

分科会での意見まとめ

路面標示について

- ・歩行者マークは設けない。
- ・矢印は双方向の実線とし、自転車マークは大きめにする。
- ・マークは赤字とし、自転車マークを白抜きに着色する。
- ・マークの場所については、別資料参照（次ページ）。

駐輪場について

- ・駐輪場はトラロープで枠を囲うなど明示する。
- ・沼の北東部にも駐輪場を設けるべきではないか
⇒別途検討する。

自転車レーンについて

- ・新ルートで社会実験を実施した場合、既存の自転車通行が認められている現ルート含め、2ルートのどちらも通れてしまう状況になることから、自転車レーンは現ルート（現在の駐車を經由するルート）+破線ルート（歩道橋横から管理事務所横を經由して旧ルートに至る経路）とする。

自転車ルールについて

- ・次回の分科会時に案を提示し、最終決定をする。（次ページ）

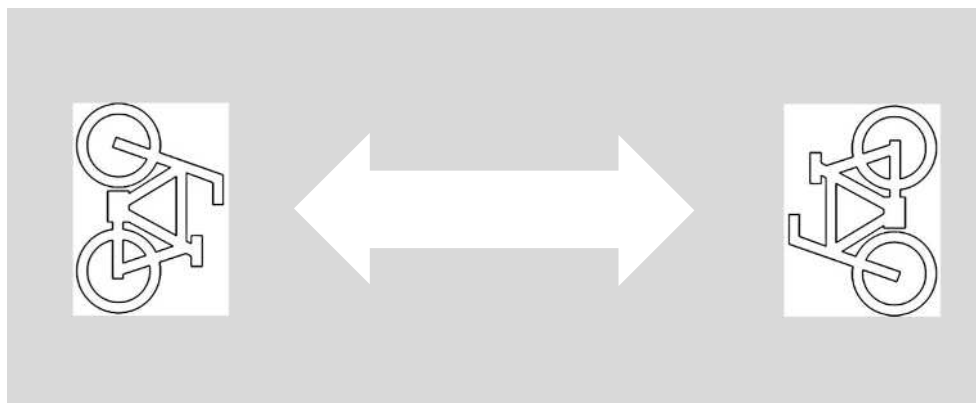
その他

- 2月下旬：利用環境分科会にて、自転車ルール案、チラシ案、配布方法案を提示
- 2月下旬：各団体に掲示用チラシを配布
- 3月上旬：社会実験の周知チラシの配布開始
- 3月下旬：社会実験事前準備（自転車マークの着色会）
- 4月上旬：社会実験を実施

自転車ルール

歩行者も自転車もそれぞれが思いやりの心を持ち、利用してください。

1. 原則公園内への自転車の乗り入れは自転車を降り、押して通行してください。
ただし、公園利用者の移動については自転車レーンのみ自転車に乗ったまま通行することができます。
2. 歩行者その他公園利用者が優先です。
自転車レーンを通行する際も歩行者が安全に通行できるよう、いつでも自転車を止められるスピードで通行してください。

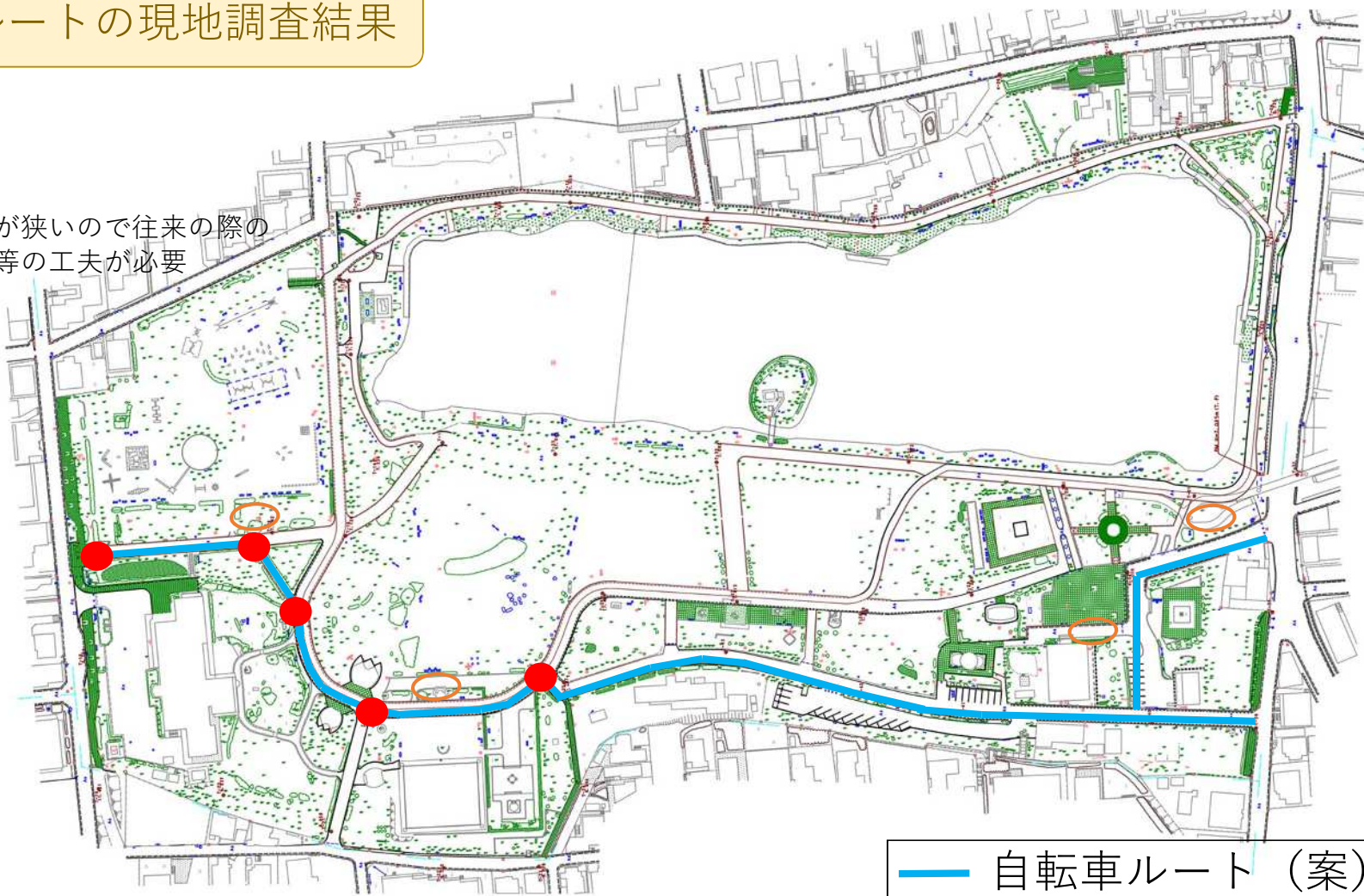


自転車マークのみ

路面標記箇所

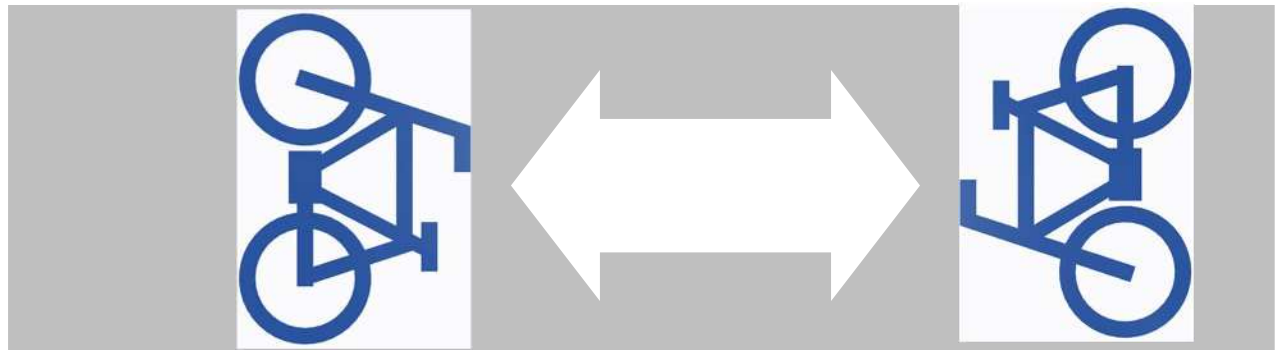
自転車ルート of 現地調査結果

通路の幅が狭いので往来の際の
一時停止等の工夫が必要



- 自転車ルート (案)
- 駐輪場 (案)
- 路面標示箇所 (案)

現場確認の様子（R6.12.20）



周知チラシの配布

○周知チラシ配布

- ・自治会にて配布
- ・団体にて配布
- ・現地にて配布

○現地の周知チラシ配布日程について

3月

月	火	水	木	金
3	4	5	6	7
1 1	1 2	1 3	1 4	1 5
1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8

○確認事項

- ・何回行うか。（2日くらい）午前・午後
- ・何日何時からどの団体とどの団でチラシ配布を行うか。

自転車レーン設置現場作業

3月

月	火	水	木	金
3	4	5	6	7
1 1	1 2	1 3	1 4	1 5
1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8

○確認事項

- ・ 3月27日 or 28日
- ・ 色の再確認

アンケート調査日程について

○アンケート調査の方法

- ・ 現地アンケート調査
- ・ QRコード（ネットアンケート）
- ・ 協会受付でのアンケート

○アンケート期間について

令和7年4月1日～令和7年4月30日まで

○現地アンケート調査の日程について

4月

月	火	水	木	金
	1	2	3	4
7	8	9	10	11
14	15	16	17	18
21	22	23	24	25

○確認事項

- ・ 何回行うか。（2日くらい）午前・午後
- ・ どの団体とどの団体がアンケート調査を行うか。

別所沼公園 自転車利用に関するアンケート調査

今後のより良い公園づくりに反映するための自転車利用に関するアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについて適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

別所沼公園協議会

Q 1. あなたのお住まいを教えてください。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 別所	2 大戸	3 仲町	4 常盤	5 高砂
6 西堀	7 関	8 鹿手袋	9 1～8以外のさいたま市内	10 その他（市町村名： ）

Q 2. あなたの性別を教えてください。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 男性	2 女性	3 回答しない
------	------	---------

Q 3. あなたの年齢を教えてください。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 小学生	2 中学生	3 15～18 歳	4 19～29 歳	5 30～39歳
6 40～49歳	7 50～59 歳	8 60～64 歳	9 65～69 歳	10 70歳以上

Q 4. あなたの自転車の利用頻度を教えてください。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 週に5日以上	2 週に3～4日	3 週に1～2日
4 月に数回	5 年に数回	6 全く利用しない

Q 5. 別所沼公園内での自転車利用のルールを知っていますか。

（1つ選んで○をつけて下さい）

1 知っている	2 知らない
---------	--------

Q 6. 現在、別所沼公園では園内に設けた自転車レーンのみ自転車の通行を可としている社会実験を実施しています。あなたは社会実験の期間中（2025年〇月〇日～〇月〇日）に別所沼公園内を自転車で通行されましたか。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 通行した	2 通行していない
--------	-----------

Q 7. あなたは自転車レーンを設置した社会実験に対してどのような意見をお持ちですか。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 よい取り組みだと思う →Q7-1へお進みください	2 よくない取り組みだと思う →Q7-2へお進みください	3 どちらともいえない →Q7-1へお進みください
-------------------------------	---------------------------------	------------------------------

Q 7-1. 現在、社会実験を実施している自転車レーンのルートは適切ですか。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 適切だと思う	2 別のルートがよい（適切だと思うルートを裏面のルート図にご記入ください）
----------	---------------------------------------

Q 7-2. どのような理由で良くないと感じますか。（該当するもの全てに○をつけて下さい）

1 自転車利用者のマナーが悪い	2 自転車レーンの設定が良くない	3 公園の景観が悪くなる
4 自転車の走行音がうるさい	4 その他（具体的に	）

Q 8. 別所沼公園内において自転車レーンを設置したことで、その他の園路での自転車利用が減ったと思いますか。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 減った	2 変わらない	3 わからない
-------	---------	---------

Q 9. 現在設置している自転車レーンの路面標示についてお伺いします。路面標示は分かりやすいですか。（1つ選んで○をつけて下さい）

1 分かりやすい →Q10へお進みください	2 分かりにくい →Q9-1へお進みください
-----------------------	------------------------

Q9-1. 路面標示はどういった点でわかりにくかったでしょうか（該当するもの全てに○をつけて下さい）

1 標識の色	2 標識の大きさ	3 標識の場所
4 その他（具体的に		）

Q10. 社会実験終了後も自転車レーンの設置を続けるほうが良いと思いますか。または、自転車レーンはやめたほうがよいと思いますか。（1つ選んで○をつけて下さい）

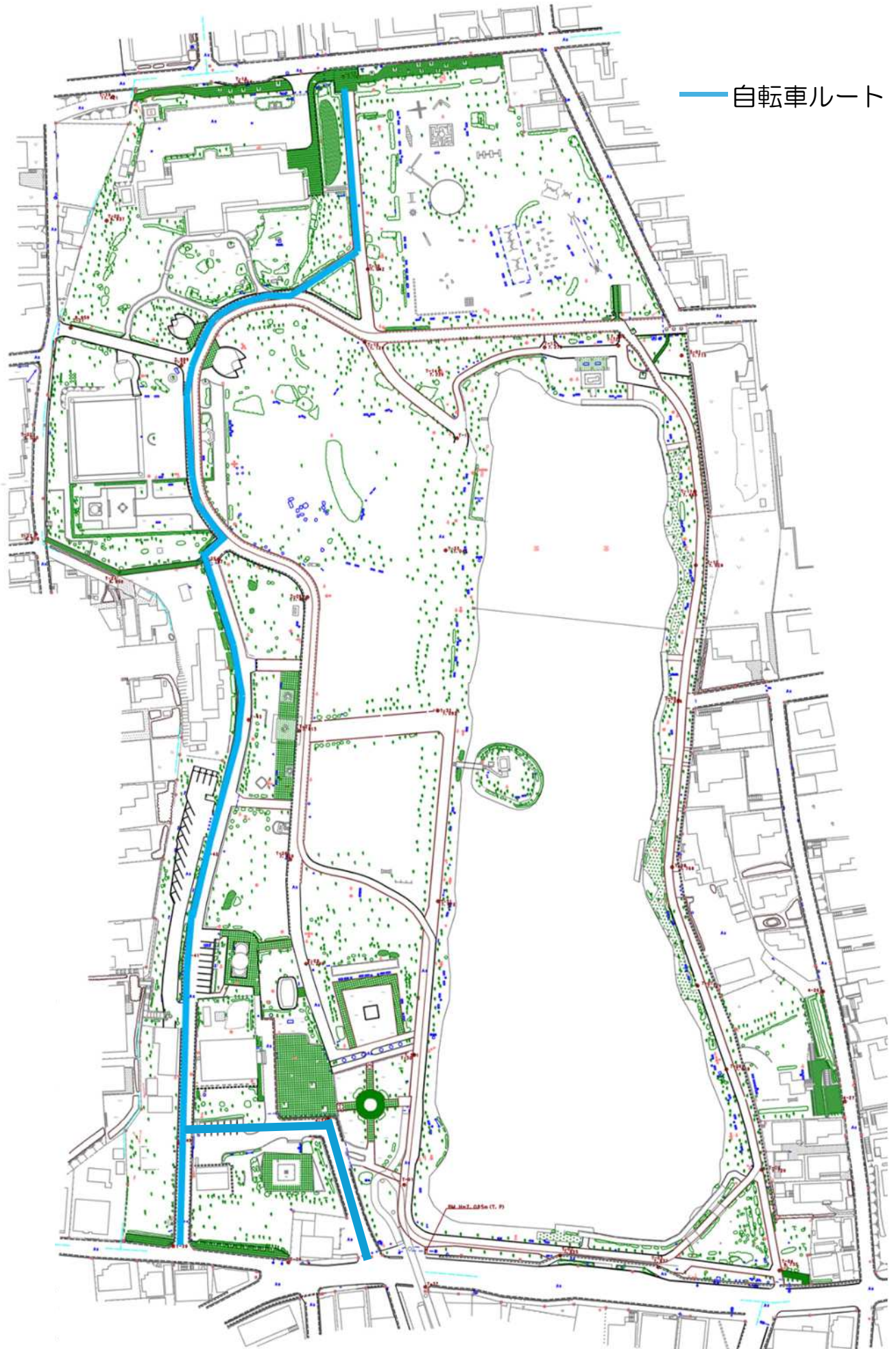
1 続けるほうがよい	2 やめたほうがよい	3 わからない
------------	------------	---------

Q11. そのほか、別所沼公園における自転車利用に関してお気づきの点がありましたらご記入ください。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

— 自転車ルート

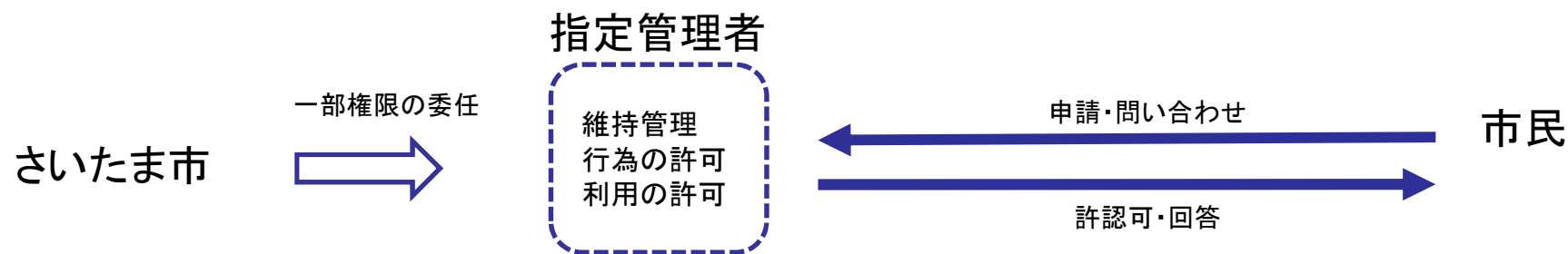


別所沼公園のルールについて

さいたま市の公園管理

指定管理者制度は、住民サービスの向上と経費削減を図るため、公の施設の管理について民間事業者等の参入を可能とするもので、平成15年6月地方自治法が改正され創設されました。

さいたま市内の都市公園では、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指していくため、指定管理者制度を導入しています。



さいたま市都市公園条例（抜粋）

第29条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) **都市公園の維持管理**に関する業務
- (2) **公園施設**(市長が別に定める公園施設を除く。)**の維持管理**に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる**行為の許可**若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること若しくは同条第2項の規定により、許可に条件を付すること又は同条第3項の規定により、都市公園の管理上支障があると認めるときに、許可をしないこと。
- (2) 第5条の規定により、都市公園の管理のため必要があると認めるときに、区域を定めて、都市公園の**利用を禁止し、又は制限**すること。
- (3) 第6条第1項の規定により、公園施設の利用の許可をすること若しくは同条第2項の規定により、許可に条件を付すること又は同条第3項の規定により、公園施設の管理上支障があると認めるときに、許可をしないこと。
- (4) 第7条本文の規定にかかわらず、公園施設の管理のため必要があると認めるときに、市長の承認を得て、供用日又は供用時間を変更すること。

別所沼公園のルールについて

さいたま市都市公園条例（抜粋）

行為の制限 ➡ 市長の許可なくやってはいけない事項

第2条 都市公園(別表第2に掲げる都市公園及び市長が別に定める都市公園をいう。以下同じ。)において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画又はテレビジョン撮影をすること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催し(以下「競技会等」という。)を行うため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等を行うため火気を使用すること。
- (6) 一時的に広告(競技会等を行う期間に限り表示する広告で、当該広告が容易に撤去できるものに限る。)を表示すること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が都市公園の管理上支障があると認めるときは、これを許可しない。

(一部改正〔平成17年条例193号・24年87号〕)

⇒公園でやりたいことがあったらさいたま市緑地協会に相談

行為の禁止 ➡ 原則的にやってはいけない事項

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

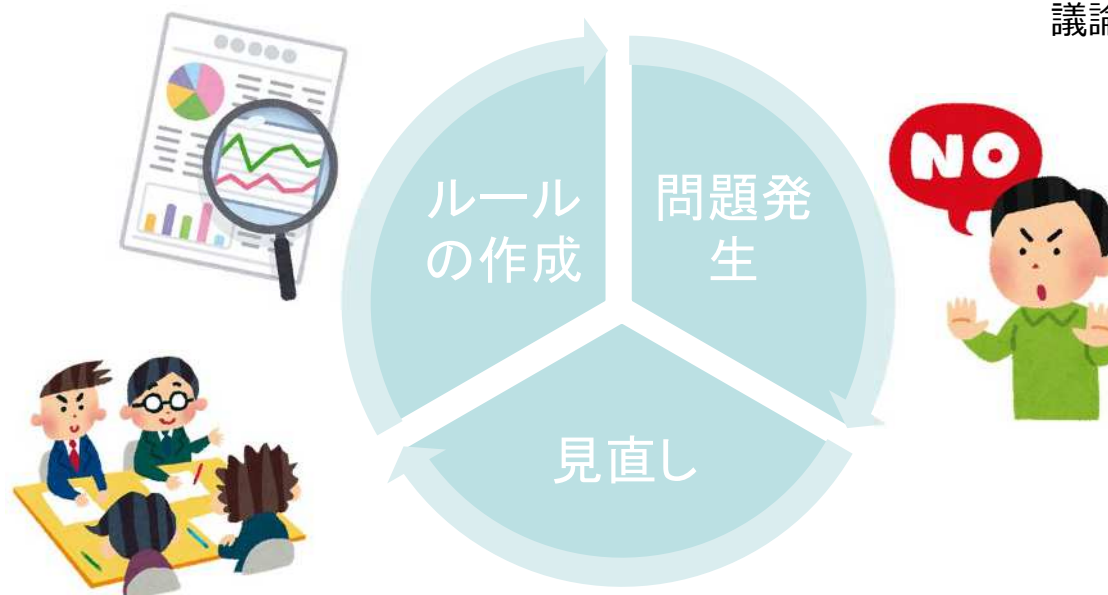
(一部改正〔平成16年条例70号・17年193号〕)

別所沼公園のルールについて

市の方針

別所沼公園ではいろいろな人がそれぞれの方法で公園を利用している。
現状のルールを確認して再度公園で出来ることを増やしていく。

👉Point
問題が起きたら、協議会で
議論しルールを見直していく。



前提条件

公園はみんなが利用する場所です。ほかの利用者に十分に配慮し、気持ちよく使いましょう。

自由利用

- こどもが遊具で遊ぶ
- ランニングをする

許可が必要な利用 (一部を占用して使用)

- お祭り
- 運動会

別所沼公園のルールについて

他都市の事例

	東京都	埼玉県 (大宮公園)	横浜市
犬の散歩	ノーリードでの散歩は禁止	放し飼い禁止	犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持
公園内での猫への餌やり	禁止 (動物全般)	禁止	
花火	原則禁止 (一部の公園のみ手持ち花火可)	火気の使用	市販の子ども用花火などは可 (一部公園では禁止)
ボール遊び	キャッチボール等可 (周りの公園利用者に迷惑や危険が及ばない程度)	球技等のチーム練習	子どもたちが数人でするキャッチボールなどのボール遊びは可
植物採取や昆虫採集	公園環境の保全の妨げとなる行為や商業用の採集は禁止。 (公園ごとに確認)	植物について (埼玉県都市公園条例にて禁止)	どんぐりなどの木の実は、落ちているものであれば拾って持ち帰っても可 大量に採取することや、貴重な動植物を採取することは禁止
楽器の練習	公園利用者や近隣住宅等に迷惑になるような楽器の演奏は、禁止	大きな音量発生させる楽器は禁止	記載なし
ドローンやラジコンの使用	禁止	禁止	記載なし
ゴルフの練習	禁止	禁止	記載なし
その他	お花見のための場所取りは可能	遊具、あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること	記載なし

別所沼公園のルールについて

ボール遊びはどこでやっていいのか。

⇒現在

別所沼公園では、特に禁止はしていません。

他の利用者に迷惑が掛からないようお願いしています。

【追加検討】その他。

ソフトテニスボールや軟質プラスチックボールでのキャッチボールは？

硬式のボールでのキャッチボールは？

プラバットの使用は？

金属バットは？

サッカーやバスケットでの練習は？

バトミントンなどラケットを使うものは？

今後の別所沼公園でのボール遊びについてのルール

(案)

子どもたちが数人で軟式ボールやビニール等のボールを使用して行うキャッチボールなどの遊びについては、他の利用者と譲り合いながら利用するのであれば可。

ラケット等の使用についても同様。

硬いバットやボールを使用する行為は、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため、禁止としています。また、素振りについても、他の公園利用者が怖がったり、幼児等が近づいて怪我をしてしまうなどのおそれがあるため、同様に禁止。

別所沼公園のルールについて

スケートボードやBMXはやっていいのか

⇒施設が破損したり、接触事故が起こる恐れがあるため禁止しています。

花火はやっていいのか

⇒さいたま市の都市公園では、花火等の火気の使用は原則禁止しています。
ただし、自治会等の催しで、火気取扱を責任を持って行っていただく他、近隣住民への理解を得ていただくなど、一定の条件が整えば許可する場合があります。
指定管理者である「公益財団法人さいたま市公園緑地協会」に相談してください。

公園の水道を使ってビニールプールをやっていいのか

⇒公園の水道はみんなで使うためのものです。個人または許可のない団体が独占して使用することはできません。

BBQはやっていいのか

⇒さいたま市の都市公園では、花火等の火気の使用は原則禁止していますので、BBQはできません。

テントを張っていいの。

⇒日よけとして設置は問題ありません。

また、設置場所についても、他の利用者に迷惑が掛からないようお願いしています。

別所沼公園のルールについて

自転車は公園内に乗っていいの

⇒現在は、別所沼公園内での自転車の走行は禁止しております。押して歩いていた
だく分には問題ありません。

また、子どもが自転車の練習をする程度であれば構いませんが、保護者見守り
周辺の安全を確認したうえでお願いいたします。

早朝や夜間の利用について

⇒24時間ご利用できます。

他の利用者や近隣の迷惑となるため、騒がないようお願いいたします。

喫煙していいの

⇒公園内では喫煙所を設置しています。他の公園利用者にお気遣いいただきながら
喫煙所で喫煙するようお願いいたします。

飲酒していいの

⇒公園内での飲酒は禁止しておりません。他の利用者に迷惑がかかる飲酒はやめて
ください。

食事していいの

⇒公園内での食事は禁止しておりません。ゴミはお持ち帰りください。

別所沼公園のルールについて

植物を採取していいの

⇒植物の採取は条例で禁止されております。
どんぐりや松ぼっくりなど地面に落ちたものであれば問題ありません。

ペットの散歩をしていいの

⇒リードをした状態でのペットの散歩は問題ありません。ただし、公園内でリードを付けない、または制御不能なロングリードの状態で犬を走らせることは禁止です。また、ふんの始末はきちんと行うようにお願いします。

(例) 公園の中でカブトムシやバッタなどの昆虫をとっていいのか。

⇒自分で飼える数にとどめる、捕まえた後、放してあげるなどの配慮をお願いいたします。子ども達が健全に育つためにも、昆虫や魚などに接する機会を作ることが大切です。公園内でトンボやクワガタ、ザリガニなどをとることもその機会であるといえます。
公園内で虫などを大量に採取することはご遠慮ください。

野生の動物にエサをあげてもいいの

⇒野生動物（鳥や魚など）への餌やりは禁止です。

別所沼公園のルールについて

公園内で写真撮影していいの

⇒個人での風景写真等は申請の必要はありません。周りの方に配慮したうえでお撮りください。営利目的、非営利目的に関わらず、園内を一定の時間、排他的、独占的に使用する撮影は事前の申請・許可が必要です。詳細については、公益財団法人さいたま市公園緑地協会にご相談ください。

公園内でイベントをするにはどのようにしたらいいの

⇒園内を一定の時間、排他的、独占的に使用するには申請・許可が必要です。詳細については、公益財団法人さいたま市公園緑地協会に相談ください。

公園でドローンやラジコン飛行機等をとばしてもいいの

⇒落下した場合、大変危険であり人や公園施設等に被害を与える恐れがあるため禁止です。

釣りをしてもいいの

⇒ルアーなどの投げ釣りは禁止です。
池の水質や生き物に影響があるため、えさ、釣り針、糸を放置しないようにお願いします。

公園内でのランニングルールについて

⇒競技や競技のために高速で走るのは練習は禁止です。また集団・並列で走るのも禁止です。